

第5回太子町農業委員会総会議事録

令和6年5月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年5月21日（火）午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員（14名）

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員（6名）

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良

欠席委員 農地利用最適化推進委員（1名）

- 森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第5回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員6名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第5回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番塚原栄一委員及び11番檜皮由美委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は4件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請1件、非農地証明願が1件となります。

議 長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：40、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,249㎡、太子町佐用岡■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：877㎡、太子町佐用岡■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,115㎡、太子町佐用岡■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：295㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

譲受人は太子町内で6,348㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。また年間従事日数についても、160日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員 申請地は龍田地区の南西に位置する農地です。譲渡人の■■■■■さんはご高齢です。娘さんが1人おられますが、土地を管理することが難しいということです。申請地の4筆は、譲受人である■■■■■さんが、10年以上保全管理をされております。

譲受人は近隣で6,348㎡の農地で水稻を行っており、今回の申請地も水稻等

を中心とした農業経営を行う予定です。

以上のことから、宜しくご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
続きまして、非農地証明願について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：41、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町福地■■■■■、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：386㎡、太子町福地■■■■■、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：158㎡、願出人：■■■■■となっています。

願出地である太子町福地■■■■■及び太子町福地■■■■■の土地の上には、昭和30年12月1日新築の家屋番号71番の2の建物が所在しており、すでに農地ではないことを家屋の登記簿により確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員 願出地は■■■■■の前から■■■■■に続く道の北側に位置しています。

願出人の■■■■■さんは福地の生まれです。

ただ現在は東京の方の住所にお住まいということでもあります。

平成18年にお父様が亡くなられ、相続の手続きをされたのが、今年の11月ということでもあります。現況が宅地でありながら登記が田であり、これから先のことも含めてきっちりと現況と地目を合わせたいということで、今回の非農地証明願に至ったところでもあります。

昭和30年に建築されて以降、69年間、登記と現況に相違があるという状況で残っていた。

現況を見た場合、昭和30年12月1日新築の家屋番号■■■■■の建物が所在しており、周辺農地に影響はしないということで、自治会長、水利の両名からの同

意書も出ており、始末書も提出されています。以上のことから、本案件について、宜しくご審議をお願いします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

赤松委員 今はこれ、空き家になっていますか。

首藤委員 空き家です。ただ、ご近所にいところが住んでおられてその方の協力もあり、年に4回か、5回は管理のため帰って来られており、荒れた状態の空き家ではありません。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 意見がないようですので、この案件について、証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
以上をもちまして、第5回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員

(10 番塚原栄一委員)

塚原栄一

議事録署名委員

(11 番檜皮由美委員)

檜皮由美